

## 令和6年・7年 介護給付費過誤申立書の提出締切日等について

				再請求		
提出年月	通常過誤	同月過誤	処理可能な請求明細書	通常過誤	同月過誤	
令和6年	1月	15日(月)	25日(木)	令和5年12月請求分まで	令和6年3月	令和6年2月
	2月	15日(木)	26日(月)	令和6年1月請求分まで	令和6年4月	令和6年3月
	3月	15日(金)	25日(月)	令和6年2月請求分まで	令和6年5月	令和6年4月
	4月	15日(月)	25日(木)	令和6年3月請求分まで	令和6年6月	令和6年5月
	5月	15日(水)	24日(金)	令和6年4月請求分まで	令和6年7月	令和6年6月
	6月	14日(金)	25日(火)	令和6年5月請求分まで	令和6年8月	令和6年7月
	7月	16日(火)	25日(木)	令和6年6月請求分まで	令和6年9月	令和6年8月
	8月	15日(木)	26日(月)	令和6年7月請求分まで	令和6年10月	令和6年9月
	9月	13日(金)	25日(水)	令和6年8月請求分まで	令和6年11月	令和6年10月
	10月	15日(火)	25日(金)	令和6年9月請求分まで	令和6年12月	令和6年11月
	11月	15日(金)	25日(月)	令和6年10月請求分まで	令和7年1月	令和6年12月
	12月	16日(月)	25日(水)	令和6年11月請求分まで	令和7年2月	令和7年1月
令和7年	1月	15日(水)	24日(金)	令和6年12月請求分まで	令和7年3月	令和7年2月
	2月	14日(金)	25日(火)	令和7年1月請求分まで	令和7年4月	令和7年3月
	3月	14日(金)	25日(火)	令和7年2月請求分まで	令和7年5月	令和7年4月

- ・審査月はサービス提供月ではありません。
- ・通常過誤の再請求につきましては、過誤申立後に国保連合会から送付される「介護給付費過誤決定誤決定通知書」の内容を確認後、再請求を行ってください。
- ・申立件数が30件を超える場合は事前に介護保険課給付係(Tel.823-9959)へご連絡ください。

**\* 過誤申立書の提出は、各締切日の17時15分必着でお願いいたします。**

### 重要

個人情報保護の観点から、FAXによる誤送を防止するため、介護給付費過誤申立は、持参又は郵送による受付のみとさせていただきます。  
※FAX・電子メールによる受付は行いませんのでご了承ください。